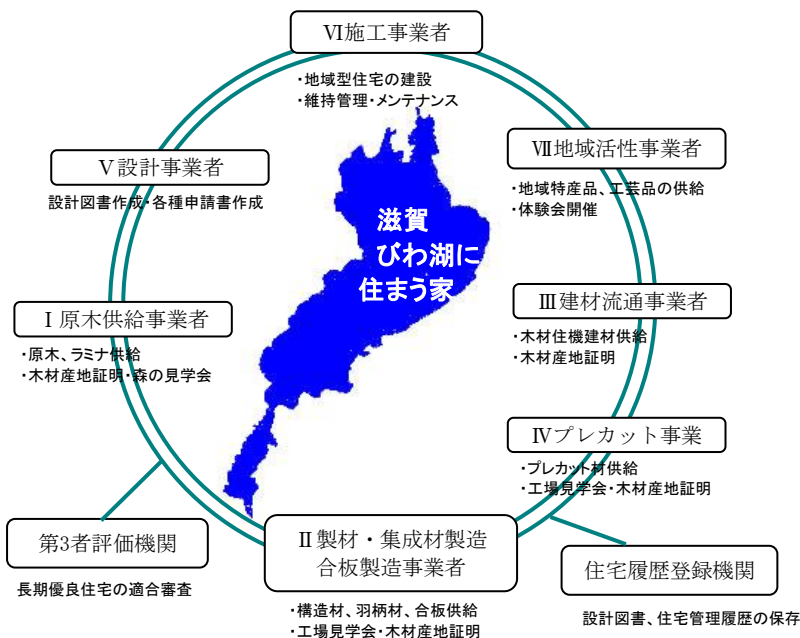


1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀びわ湖に住まう家	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県全域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 滋賀びわ湖型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 合法木材・びわ湖材	(産地) 外国産・滋賀県産
		(認証制度等) 合法木材・びわ湖材産地証明制度
4. 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等のフロー図等(必須)		

構成員の連携体制



滋賀びわ湖型住宅供給協議会の目的

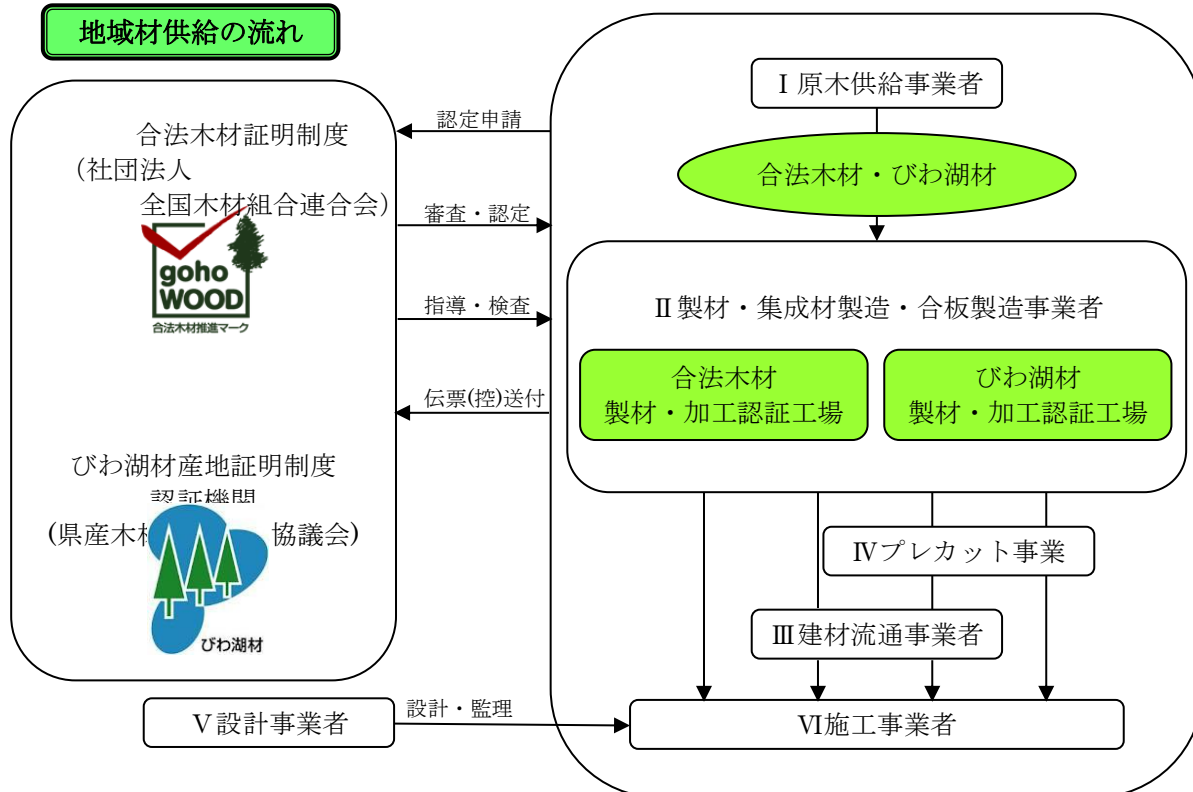
滋賀県内において地域を活性化させるため、地域材を利用し健康的で安全かつ快適な住まいづくりを行ない、長期間維持管理できる住宅を提案し供給していくことを目的とする。

事務局の役割

『滋賀びわ湖に住まう家』を普及させるために、技術や知識の向上、情報交換の場を設ける。

- ・協議会の運営（維持・管理）
- ・協議会の事務処理及び会員の提出書類の確認、管理保管
- ・勉強会、見学会、セミナー等の開催

地域材供給の流れ



注1) 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等について、フロー図等を用いてわかりやすく説明してください。

注2) 原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀びわ湖に住まう家	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県全域																																						
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 滋賀びわ湖型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月																																						
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 合法木材・びわ湖材	(産地) 外国産・滋賀県産	(認証制度等) 合法木材・びわ湖材産地証明制度																																					
4. 地域型住宅に使用する地域材の選定に当たっての考え方 (必須)																																								
1. 滋賀県の森林面積は県土の約半分を占めているが、森林の整備や製材、乾燥機などの機器の整備が不十分なことから流通量は少ない状況である。 2. 「びわ湖材産地認証制度」は、県内において原木供給から製材、流通等平成24年3月31日現在149団体が参加。使用状況は平成22年度は1381.99㎡、平成23年度は1348.85㎡となっており、平成21年度にスタートした「木の香る淡海の家推進事業の決定棟数は、平成21年度は79棟、平成22年度は99棟、平成23年度は97棟であり、一般に普及している量ではない。 3. 当グループ参画工務店では、現状多様な構造材種や工法を採用している。今回、地域型住宅に取り組むにあたり、導入の現実性やコストの面に鑑み、また長期優良住宅の普及を優先する、という観点から、地域材の選定は全て合法木材とし、県産材（びわ湖材産地証明制度）併用可とし、選択の幅を持たせた（下記表参照）。また羽柄材については県産材供給もある程度安定していることから県産材の下限使用量を定めて、利用促進を図っている。 4. 滋賀県産材（びわ湖材）の利用拡大を図っていく為に、部材の規格寸法の統一をし、合理化を図ることで当協議会にて積極的に利用し、滋賀県の木材自給率目標である、平成32年度までに120,000㎡（琵琶湖森林づくり基本計画の基本指針参考）に向け、達成貢献に努める。																																								
<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">地域材の名称</th><th rowspan="2">仕様部位</th><th colspan="3">選択仕様</th></tr><tr><th colspan="2">無垢材</th><th>集成材</th></tr><tr><td rowspan="5">構造材</td><td rowspan="5">合法木材</td><td></td><td>滋賀県産材 (びわ湖材)</td><td>外国産材</td><td>外国産材</td></tr><tr><td>土台</td><td>桧・杉</td><td>米ツガ</td><td>米ヒバ</td></tr><tr><td>柱</td><td>桧・杉</td><td></td><td>レッドウット ホワイトウット</td></tr><tr><td>梁</td><td>桧・杉</td><td>米松</td><td>レッドウット</td></tr><tr><td>桁</td><td>桧・杉</td><td>米松</td><td>レッドウット</td></tr><tr><td>羽柄材</td><td>滋賀県産材 (びわ湖材)</td><td colspan="4">野地合板・床下地合板・垂木・間柱・ 筋かい・内装材(フローリング・腰板等) 4.5㎡以上使用する。</td></tr></table>					地域材の名称	仕様部位	選択仕様			無垢材		集成材	構造材	合法木材		滋賀県産材 (びわ湖材)	外国産材	外国産材	土台	桧・杉	米ツガ	米ヒバ	柱	桧・杉		レッドウット ホワイトウット	梁	桧・杉	米松	レッドウット	桁	桧・杉	米松	レッドウット	羽柄材	滋賀県産材 (びわ湖材)	野地合板・床下地合板・垂木・間柱・ 筋かい・内装材(フローリング・腰板等) 4.5㎡以上使用する。			
	地域材の名称	仕様部位	選択仕様																																					
			無垢材		集成材																																			
構造材	合法木材		滋賀県産材 (びわ湖材)	外国産材	外国産材																																			
		土台	桧・杉	米ツガ	米ヒバ																																			
		柱	桧・杉		レッドウット ホワイトウット																																			
		梁	桧・杉	米松	レッドウット																																			
		桁	桧・杉	米松	レッドウット																																			
羽柄材	滋賀県産材 (びわ湖材)	野地合板・床下地合板・垂木・間柱・ 筋かい・内装材(フローリング・腰板等) 4.5㎡以上使用する。																																						
5. 地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる根拠(該当する場合のみ記載)																																								
原木供給事業者が海外であるため、本申請において、必要とされる本社の法人登記事項証明書及び念書の添付が期限内での入手が不可能であったため、原木供給事業者の登録を行っていない。 該当事業者の原木出荷が適合していることを別途資料を以て示す。																																								

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。
注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀びわ湖に住まう家	(対象地域) 滋賀県全域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 滋賀びわ湖型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 合法木材・びわ湖材	(産地) 外国産・滋賀県産
(認証制度等) 合法木材・びわ湖材産地証明制度		
4. 地域型住宅の特徴・具体像		
(1) 地域の気候・風土、歴史、文化、街並み景観等の特徴(必須)	滋賀県はびわ湖を中心に平野が周りを囲んでおり、気象庁のデータより1981年～2010年までの平均気温は14.7℃、平均降水量1570mm、平均相対湿度は74%(2011年平均相対湿度 全国2位)であり、全国有数の多湿地域である。 びわ湖周辺には美しい景観のヨシ群が広がっており、古くから建築材料として萱葺屋根や天井材・建具・よしず等々に使用されてきたが近年の住宅には使われなくなっている。また、信楽焼は伝統工芸品として有名だが、流通量が減少している。 古くから農業を中心に栄えたが、中世以降、陸上と湖上の交通の要衝として多くの城が築かれ、歴史を感じる古い街並が所々に残っている。	
(2) 地域材の特徴、地域材供給の現状(必須)	滋賀県の森林面積は県土の約半分を占めているが、森林の整備や製材、乾燥機等の機器の整備が不十分ことから流通量は少ない。 平成23年の県産材の生産量は、67,000m³(スギ32,000m³、ヒノキ12,000m³、広葉樹17,000m³、その他6,000m³)と全国でも低い水準(平成23年の農林水産統計参考)である。 滋賀県は木材自給率を平成32年度までに120,000m³にする目標(琵琶湖森林づくり基本計画の基本指針参考)としている。	
(3) 上記を踏まえた地域型住宅の特徴、具体像等(必須)	■ 滋賀県産木材(びわ湖材)を使用した木の良さを感じられる家。 ■ 高温多湿な気候に対応した湿度を抑える快適な住まい。 ■ 周囲の景観に調和し、地域特産品・工芸品を取り入れた滋賀の家。	
5. 地域型住宅の生産に関する共通ルール		個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
(1) 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール(必須)	■ 地域材は全て合法木材とし、選択仕様で滋賀県産材(びわ湖材産地証明制度)を併用する。また、羽柄材にびわ湖材を4.5m以上使用する。 ■ 快適な室内環境をつくるために、調湿効果のある建築資材(珪藻土等の調湿建材や熱交換型換気システム)を使用する。 ■ 地域型住宅として特産のびわ湖ヨシや信楽焼を建築資材として企画、選択仕様とする。	
(2) 地域型住宅に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール(必須)	● 部材の合理化と安定供給を図るため、供給量の少ないびわ湖材の共通規格寸法を決め、製材事業者在庫しておく。 ● 地域材は全て合法木材とし、選択仕様で滋賀県産材(びわ湖材産地証明制度)を併用する。	
主要構造材(柱・梁・桁・土台)における地域材使用のルール(必須)	● びわ湖材産地証明制度による県産材を4.5m以上使用する。(例 野地合板1.2m、床合板2.8m、フローリング材1.4m)	
主要構造材以外の部材における地域材使用のルール(必須)	設計図書に使用部材及び㎡数を記載・納品書・びわ湖材産地証明制度	
(3) 地域型住宅の積算に関する共通ルール(任意)	● びわ湖材の共通の見積項目や仕様書を作成し、各施工事業者が項目を満たす見積書や仕様書を作成する。 ● 工務店は見積積算内容を施主へ説明し、確認印をいただく。	
(4) 地域型住宅で用いる資材(地域材を除く)の調達に関する共通ルール(任意)	● 信楽焼陶器工業協同組合と信楽焼の建築資材への企画と共通品として仕入れ契約を行い、施工事業者へ供給する。 ● 共通仕様化できる資材は共通化し、標準または選択とする事で、資材調達の合理化を図る。	
(5) 地域型住宅の施工に関する共通ルール(任意)	● 施工の共通ルールの確認のため「地域型住宅専用チェックシート」による中間時、完成時の現場施工検査を実施する。 ● 職人は地域型住宅に関する所定の施工研修会に必ず参加し施工の共通ルールを理解する。	
(6) 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール(必須)	● 点検時期を事前にお知らせできる機能のある住宅履歴システム(いえかるて)を利用し、施主、施工事業者、事務局の三者が点検の管理をできる体制とする。 ● 住宅履歴システム(いえかるて)を使用し、住宅着工から完成までの工程写真を現場進行とともに掲載していく。	
(7) 地域型住宅に関するその他の共通ルール(任意)	● 外観の色彩等、自主ガイドライン(滋賀県景観計画ガイドライン参考)を作成し、建設地周囲の街並みに調和させた外観とする。	

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

注2) 5の(3),(4),(5),(7)については、各項目の共通ルールを設定した場合に記載してください(その他の欄は必ず記載)。

注3) 5の(2)において、「主要構造材における地域材使用のルール」及び「主要構造材以外の部材における地域材使用のルール」については可能な限り定量的なルールを記載して下さい。

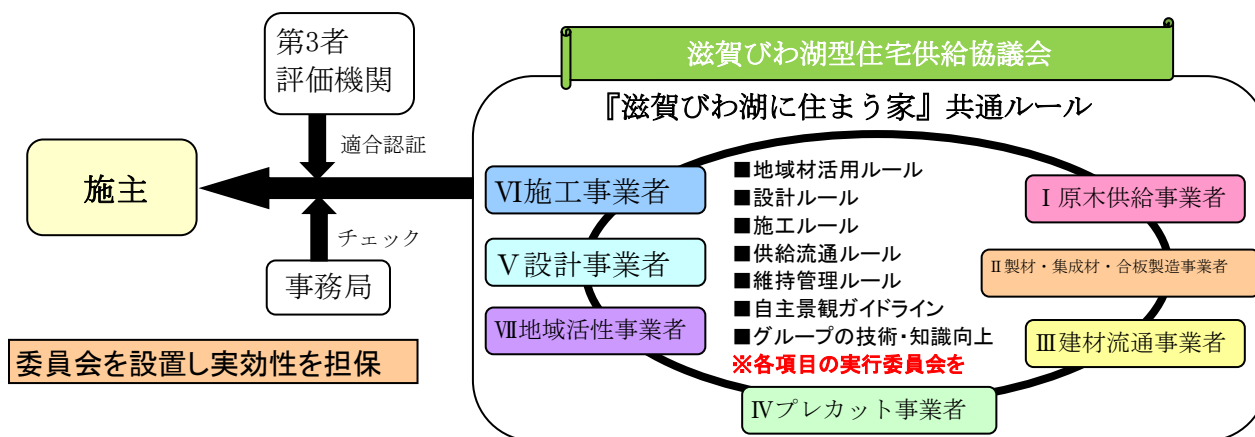
注4) 「個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段」については、定性的な確認手段ではなく、添付資料等により、数値(定量的手法)や有無(○×)で判断が可能なものとします。すなわち、そのような内容で判断ができないものについては、「地域型住宅の生産に関する共通ルール」として設定することはできないものとします。

注5) 行が不足する場合は、適宜追加してください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀びわ湖に住まう家	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県全域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 滋賀びわ湖型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 合法木材・びわ湖材	(産地) 外国産・滋賀県産
		(認証制度等) 合法木材・びわ湖材産地証明制度
4. 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール等についての説明(必須)		

『滋賀びわ湖に住まう家』は、地域を活性化させるため、びわ湖材や滋賀県を代表する伝統工芸品等を使用した、健康的で安全かつ快適な長持ちする住まいです。

下記の体制で、品質を確保し、実効性を確認しながら「滋賀びわ湖に住まう家」を供給します。



『滋賀びわ湖に住まう家』の特徴と共通ルール

地域材

- 構造材(地域材): 全て合法木材とし、選択仕様で滋賀県産材(びわ湖材産地証明制度)も併用。
- 羽柄材・びわ湖材を4割以上必ず使用



気候対策

- 快適な室内環境をつくるために、調湿効果のある建築資材(珪藻土等の調湿建材や熱交換型換気システム)を使用する



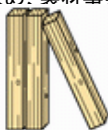
特産・工芸品

- 地域型住宅として特産のびわ湖ヨシや信楽焼を建築資材として企画、選択仕様とする。



部材合理化

- 部材の合理化と安定供給を図るため、供給量の少ないびわ湖材の共通規格寸法を決め、製材事業者在庫しておく。



積算透明化

- びわ湖材の共通の見積項目や仕様書を作成し、各施工事業者が項目を満たす見積書や仕様書を作成する。
- 工務店は見積積算内容を施主へ説明し、確認印をいただく。



調達合理化

- 信楽焼陶器工業協同組合と信楽焼の建築資材企画と共通仕入れ契約を行い、施工業者に供給。
- 共通仕様化できる資材は共通化し、標準または選択とする事で、資材調達の合理化を図る。



施工品質

- 施工の共通ルールの確認のため「地域型住宅専用チェックシート」による中間時、完成時の現場施工検査を実施する。
- 職人は地域型住宅に関する所定の施工研修会に必ず参加



維持管理の実効性

- 点検時期を事前にお知らせできる機能のある住宅履歴システムを利用し、施主、施工事業者、事務局の三者が点検の管理をできる体
- 住宅着工から完成までの工程写真を現場進捗と



街並み景観調和

- 外観の色彩等、自主景観ガイドラインを作成し、建設地周囲の街並みに調和させた外観とする。



1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀びわ湖に住まう家	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県全域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 滋賀びわ湖型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 合法木材・びわ湖材	(産地) 外国産・滋賀県産
(認証制度等) 合法木材・びわ湖材産地証明制度		
4. グループ形成のプロセス及び地域型住宅の生産に関する共通ルールの合意形成のプロセス(必須)		
平成24年 3月27日	当協議会の代表となる大塚工務店(株)が「地域型住宅ブランド化事業」についての取組を木材建材流通の(有)シガオータランバーへ打診。協調して推進する事に決定、情報収集開始。	
4月 4日	グループ参画希望工務店募集のため、(有)シガオータランバーが事務局となって「地域型住宅ブランド化事業」の説明会を開催、意見を集める。 (18社30名が参加)	
4月10日	第1回検討会 中核工務店3社(大塚工務店(株)・オーミ建設・びわこテック(株)) 事務局2社(シガオータランバー・上田木材(株)) (参加事業者:5社) 内容 ・グループ結成の意義と本事業の進め方 ・地域(滋賀県、びわ湖)を活かした住宅づくりについて ・びわ湖材の現状と供給について ・参画希望工務店の意見整理	
4月16日	工務店8社と甲賀森林組合、事務局にて意見交換 (参加事業者:10社) 内容 ・びわ湖材の現状と供給について ・びわ湖材の材種及び寸法について ・部材規格化による製材・在庫対応について	
4月20日	第2回検討会 工務店8社と事務局2社、設計事務所1社、プレカット事業者1社合流 (参加事業者:12社) 内容 ・地域型住宅の特徴、具体像について 滋賀県の気候、街並みについて 滋賀県を代表する特産物について びわ湖材の供給体制について ・維持管理体制について ・地域型住宅の普及、促進について ・参加構成員の参画状況について	
4月24日	第3回検討会 信楽焼協同組合とヨシ生産者と工務店10社と事務局参加 (参加事業者:14社) 内容 ・信楽焼、葦の建築資材利用について ・提案内容の一部とりまとめ ・会則の検討(役員、会費等)	
5月 9日	第4回検討会 工務店10社と事務局2社、設計事務所1社 (参加事業者:13社) 内容 ・提案内容のとりまとめ ・会則のとりまとめ	
5月21日	滋賀びわ湖型住宅供給協議会第1回定例会 代表 大塚工務店(株) 構成員 26社 30名でスタート 内容 ・会則決定	
 ※「滋賀びわ湖型住宅協議会」は本事業の採択に関わらず、滋賀県の地域型住宅をグループとして追求し、地域に根ざした住まい作り活動を継続していきます。		
5. 環境未来都市等、地域におけるプロジェクトや行政上の計画等に関連する場合、それらにおける本申請内容の具体的な位置づけ等(該当する場合のみ記載)		
該当無し。		

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。

注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

注3) 記載内容の詳細が分かる資料があれば、適宜添付してください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀びわ湖に住まう家	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県全域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 滋賀びわ湖型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 合法木材・びわ湖材	(産地) 外国産・滋賀県産
		(認証制度等) 合法木材・びわ湖材産地証明制度
4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組		業種毎の役割分担
		I II III IV V VI VII VIII
(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組 (必須)	一般ユーザーに対し、『滋賀びわ湖に住まう家』の概要や仕様等の説明会を開催する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	構成員の技術や知識を向上のため、勉強会を開催し、情報を共有していく。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	施工主、施工事業者、事務局の三者が確認できる地域型住宅専用チェック表を使用し、受注から維持管理までの透明化を行う。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組 (必須)	一般ユーザーに対し、維持管理システム(いえかるて)の使い方の講習会を開催する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	維持管理システム(いえかるて)の機能を使い、住宅着工から完成までの工程写真を現場進行とともに掲載していく。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	維持管理システム(いえかるて)のメールお知らせ機能を使い、施工主、施工事業者、事務局の三者が点検時期の確認および点検の実施を行う体制とする。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(3) 地域型住宅の普及を促進するための具体的取組 (必須)	一般ユーザーに対し、現地見学会やセミナー(植林、木材加工工場見学、信楽焼工場体験見学、ヨシ刈り)を開催する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	全構成員が営業活動や受注活動をするための知識を身につける勉強会を開催する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	地域型住宅の内容をまとめたパンフレット・チラシを作成し、活用する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(4) 地域の住宅生産技術の継承に関する具体的取組 (任意)	大工の施工技術を継承していくため、グループの大工職人合同で現場での研修会を実施する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	大工の手加工技術の継承活動として、加工を競うイベントを開催する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(5) 新しい住宅生産技術の導入に関する具体的取組 (任意)	信楽焼を利用した新たな機能やデザインをもった建築資材、刈り取ったびわ湖のヨシを使った建築資材の開発を行う。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	環境・省エネ等の先進技術の勉強会を行い、導入できるよう、技術を高める。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組 (任意)	びわ湖の循環材であるヨシを建築資材として循環利用していく。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	信楽焼の粉砕物を利用した建築資材の開発を信楽陶器工業協同組合と行い、リサイクル建材として利用する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組 (任意)	災害時に早期対応できるよう、モデルプランの設計図書を作成し、行政に提案する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	有事の際のグループ相互の連携体制や、施工流通計画をまとめる。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他の取組 (任意)	構成員の若手社員に対し、現場での勉強会を開催し技術や知識を高めしていく。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	職業訓練校など建築に携わる学生向けの現場説明会や講習会を実施する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
5. 平成24年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数 うち長期優良住宅 95 戸 35 戸	(左記の根拠、様式2-1-1に記載した実績との関係等) 各施工事業者から供給予定戸数を提示していただいた戸数で、最低一社一棟としている。
	地域型住宅による地域材使用予定 うち長期優良住宅分 235.5 m ³ 157.5 m ³	(左記の根拠、様式2-1-1に記載した実績との関係等) 上記の供給予定戸数×びわ湖産材4.5m ³ としている。
6. 地域材使用に充当する他の補助金の名称・概要。他の補助金を充当しない場合は「なし」と記載 (必須)	木の香る淡海の家推進事業(びわ湖材を7.5m ³ ~15m ³ 未満(構造材3m ³ 以上)使用で助成金30万円、15m ³ 以上使用で40万円)	
7. 当提案が採択された場合の、各工務店毎の、補助対象戸数の配分ルール (必須)	長期優良住宅の前年実績が少ない施工事業者を優先し、補助対象戸数配分願い書を事務局に提出、先着順に配分する。	

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

注2) 4の(4)~(8)の欄については、具体的取組がある場合に記載してください(その他の欄は、必ず記載)。

注3) 業種毎の役割分担については、様式2-1-1の業種分類に従って各取組を担う主たる業種に◎、関連して担う業種に○を記載してください。

注4) 行が不足する場合は、適宜追加してください。また、不要な行を削除し、できるだけ1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称)		(地域型住宅供給対象地域)
	滋賀びわ湖に住まう家		滋賀県全域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称)		(結成年月)
	滋賀びわ湖型住宅供給協議会		平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称)	(産地)	(認証制度等)
	合法木材・びわ湖材	外国産・滋賀県産	合法木材・びわ湖材産地証明制度
4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担についての説明 (必須)			

具体的取組	対象者		
	会構成員	潜在ユーザー	顕在ユーザー
(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組	技術や知識を高める勉強会を開催する。 情報交換を行い、共有する。	『滋賀びわ湖に住まう家』の説明会を開催する。	地域型住宅専用チェックシートを使用し受注から維持管理までの透明化を行う。
(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組	維持管理システム(いえかるて)の機能を使い、住宅着工から完成までの工程写真を現場進行とともに掲載していく。	維持管理システム(いえかるて)の使い方の講習会を開催する。	維持管理システムを利用し施主、施工事業者、事務局の三者が地域型住宅専用チェックシート(点検用)を使用し確認、共有する。
(3) 地域型住宅の普及を促進す口	全会員が営業、受注活動をするための知識を身につける勉強会を開催する。 (パンフレットやチラシを作成)	セミナーや勉強会を開催する。 (植林ツアー、木材加工工場見学、信楽焼工場見学、体験ツアー、ヨシ刈に参加)	セミナーや勉強会を開催する。 (植林ツアー、木材加工工場見学、信楽焼工場見学、体験ツアー、ヨシ刈に参加)
(4) 地域の住宅産業技術の継承及び人材育成に関する具体的取組	大工の手加工技術の継承のため現場での研修会を行い加工技術を競うイベントを開催する。	委員会の設置 ■地域材活用委員会 ■設計・施工委員会 ■供給流通委員会 ■維持管理委員会 ■普及促進委員会 ※各実行委員会を設置し、実効性を確実にしながら運営していきます。	
(5) 新しい生産技術の導入に関する具体的取組	信楽焼を利用した新たな機能やデザインをもった建築資材、刈り取ったびわ湖のヨシを使った建築資材の開発を行う。		
	環境・省エネ等の先進技術の勉強会を行い、導入できるよう、技術を高める。		
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組	びわ湖の循環材であるヨシを建築資材として循環利用し、信楽焼の粉碎物を利用した建築資材の開発を行い、リサイクル建材として利用する。		
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組	モデルプランを作成、施工体制の役割分担について構築し行政に提案する。有事の際のグループ相互の連携体制や、施工流通計画をまとめる。		
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他取組	構成員の若手社員に対し、現場での勉強会を開催し技術や知識を高めていく。職業訓練など建築に携わる学生向けの現場説明会や講習会を実施する。		

凡例の色分け

I 原木供給
II 製材
III 建材流通
IV プレカット
V 設計
VI 施工
VII 地域活性事業者

注1) 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担について、図表等を用いてわかりやすく説明してください。

注2) 原則として、1枚に収めてください。